

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 坂本 心 次

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成29年6月28日に決定、同日議長及び市長に提出し、平成29年7月28日に議会報告されています。）

1 監査の対象

新南陽総合支所

地域政策課、市民生活課、健康福祉課

教育委員会事務局新南陽総合出張所

2 監査の範囲

平成28年（一部平成27年）4月から平成29年2月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年5月1日から平成29年6月28日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

地域政策課

(1) 収入事務

ア 行政財産目的外使用料について、調定書及び納入通知書に納期限の記載がないものがあった。

(2) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登載のものがあった。

市民生活課

(1) 共通的事項

ア 特殊勤務手当支給条例による特殊勤務手当の支給に係る勤休管理について、特殊勤務等実績簿と勤休管理システムの内容が異なるものがあつた。